森林・環境税を活用した自然環境の保全・再生について ~ 「清流の国ぎふ森林・環境税」が継続されます~

豊かな森林や清らかな河川を守るため、平成24年度から「清流の国ぎふ森林・環境税」が岐阜県において導入されています。市では、この税を財源とした事業を積極的に活用して里山林・生活保全林の整備、有害鳥獣であるニホンジカの捕獲、公共施設の木造化、木質バイオマス利用施設の導入等を行ってきました。平成24年度から平成28年度までの5ヵ年の郡上市における森林・環境税利用の総額は、約3億8千万円(※市だけでなく、事業体、団体の事業も含みます)になります。

この度、平成34年3月までの5年間、制度が延長されることが決まりました。市では、引き続き里山林や生活保全林の整備、ニホンジカの捕獲の支援、木製品導入支援等、自然環境の保全・再生に向けた取り組みを進めていきます。事業のご要望等がありましたら農林水産部林務課(☎67-2121)までお問い合わせください。

【税の使いみち(例)】

- ○奥地にある水源林の整備や集落近くの里山林の整備、危険な樹木の除去
- ○有害鳥獣対策としてニホンジカ等の捕獲、外来生物の駆除、流域河川清掃
- ○木質バイオマス利用施設の導入、小水力発電の整備への支援
- ○公共施設の木造・木質化、木製学習教材の導入、子どもたちへの環境教育の実施
- ○地域のニーズに沿った自然環境保全活動への支援



森林・環境税を活用して整備しました







▲明宝「音楽の森施設改修」

▲八幡町「城山遊歩道改修」



岐阜県からのお知らせ

県では、岐阜県の恵まれた森林・川などの自然環境の保全・再生に向けた取り組みを早急かつ確実に進めるため、県民のみなさんにご協力をお願いし、平成24年4月から「清流の国ぎふ森林・環境税」を導入して、自然環境の保全・再生の取り組みを行ってきました。

自然環境保全・再生には継続的な取り組みが必要であり、またこの5年間のうちに新たな課題も明らかになってきたことから、平成29年度以降についても制度を継続し、取り組みを推進することとしました。 県内に住所のある人や、事務所・事業所などを有する法人のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

【税のしくみ】

- ○課税方式…県民税均等割に加算
- ○納める方…県民税均等割を納めている方(個人・法人)
- ○税 率…[個人]年額1千円(低所得者は非課税となります) [法人]年額2千円~8万円
- ○課税期間…5年間

【清流の国ぎふ森林・環境税の問い合わせ先】

問い合わせの内容	問い合わせ先	電話番号
税の仕組みに関すること	県庁 税務課	058-272-1153
税の使いみちに関すること(森林について)	県庁 恵みの森づくり推進課	058-272-8472
税の使いみちに関すること(環境について)	県庁 自然環境保全課	058-272-8231

【詳細は、岐阜県ホームページでも公開しています。ぜひご覧ください】